

仁多都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

目 次

1 . 都市計画の目標

- 1) 都市づくりの基本理念 1
- 2) 地域毎の市街地像 2

2 . 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無 3

3 . 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 4
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 5
 - 交通施設 5
 - 下水道及び河川 7
 - その他の都市施設 8
- 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 9
 - a 基本方針 9
 - b 主要な緑地の配置の方針 10
 - c 実現のための具体の都市計画制度の方針 11
 - d 主要な緑地の確保目標 11

仁多都市計画整備、開発及び保全の方針の決定
(島根県決定)

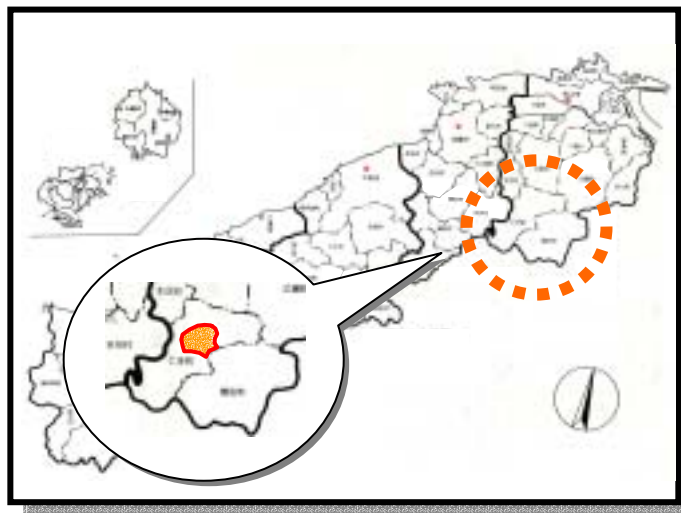
都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1 . 都市計画の目標

仁多都市計画区域は、島根県の東南端、仁多郡の西部に位置し、南は中国山地の峻嶺を隔て広島県に接し、面積約 2,400ha、人口約 3 千人を擁する都市計画区域である。

島根県長期計画(1994 - 2010)では、保健医療、福祉、防災、防犯など人々の日常生活を支える基礎的機能が十分確保されるよう、その条件整備を促進していくこととしている。また、効率的なサービス提供がなされるよう、市町村間の広域的な連携と機能分担を行い、地域固有の資源や特性を最大限に生かした個性的な地域づくりを行うこととしている。

本都市計画区域の範囲規模は右のとおりである。



1) 都市づくりの基本理念

本区域は、神話に名高いスサノヲノミコトの大蛇退治の伝説や古墳・土器居住地跡など多くの古墳からうかがい知るように、古くから農耕と山砂鉄・木炭による「たたら製鉄」などを主な産業とし、人々の営みが行われてきた。

また、一級河川斐伊川の源流に位置する美しい山並みに囲まれた自然豊かな区域であり、中国山地の連峰が分水嶺をなし、周囲は高峰山岳が起伏する。河川は中国山地に源を發し、山間の狭い地帯を急流する斐伊川が本区域の中央部を貫流している。

しかしながら現在は、過疎地域特有の若年層を中心とする構造的な流出現象が続く中、老年人口比率は年々増加し、高齢化社会に進みつつある。

よって今後は、本区域を、仁多町における経済・商業・生活サービスの中心として位置づけ、若者の定住、流入を促す地域として、農山村という地域の特性を活かした創造性あふれるまちづくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

地域特性のあふれるまちづくり

仁多町の持つ農山村という地域の特性を活かし、既成市街地を中心としてまちの魅力の育成に重点を置いてまちづくりの実現を目指していく。

自然環境、伝統的な風景を保護育成するまちづくり

本区域を流れる斐伊川、大馬木川、亀嵩川をはじめとする河川群や区域内の多くを占める森林は、本区域にとって地域を象徴する大切な自然ストックであることから、これらをまちづくりに活かし、人と自然が融合するまちづくりを目指していく。

若者の定住・流入を促すまちづくり

仁多町の中心部としての魅力づくりを求めて農山村という地域の特性を活かした創造性あふれる豊かな住宅環境、商業環境を持ったまちづくりを目指していく。

高齢化社会に対応するまちづくり

高齢化が進む本区域及び仁多町において高齢者サービスは重要施策となり、保健・医療・福祉の環境整備、福祉サービスの向上に向けて生きがいとぬくもりのあるまちづくりを目指していく。

地域交流、連携を深めるまちづくり

魅力あるまちづくりを進めていくにあたって、各年代、各層に対応するレジャーやレクリエーション、リゾート、研修、教育、イベント等の多面的な施設を持ったまちづくりを目指していく。

2) 地域毎の市街地像

地 域	将 来 の 市 街 地 像
三成地区	本地区は、本区域の中心市街地として、風格と魅力ある都市空間を創出するために、都市基盤整備の推進とあわせ、土地利用の再整理による商業・業務機能及び住宅機能、観光機能の核づくりを形成する。また、利便性の高い良好な居住空間の創出に努め、若者の定住促進と高齢化社会に対応した質の高い職住環境づくりを推進していく。
三所地区	森林域でほとんどを占める本地区は、自然と農村環境を持つ本町を代表する地区の一つである。山々に囲まれた伝統的な農村環境は、農村生活の持つ美しさや文化、風土のもと都会では失われつつある地域コミュニティが残されており、今後、これらを大切にしたい、自然と農村環境が共生したまちづくりを推進していく。
三沢地区	産業振興に寄与する施設や新住宅地開発が進む本地区は、本区域の新しい町づくりが進む地区である。今後、これらの適正な推進・誘導に努め、周囲の豊かな森林環境と調和した三成地区の副拠点地区として魅力あるまちづくりを推進していく。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において、「市街化圧力」「不良街区の形成防止」「良好な市街地形成」「産業基盤の確保」「都市基盤施設整備」「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」「用途地域が定まっていない区域の土地利用」「営農条件の確保」「緑地の確保」の観点から、区域区分の必要性について検証・評価を行った。その結果、

- ・市街化圧力が低いことから、無秩序な市街地の拡大・拡散していく可能性は低いと判断することができる。
- ・市街地においては、現行の土地利用規制の中で、計画的、効率的な都市基盤整備が行われ、今後も、引続き計画的に整備を図っていくものである。また、市街地周辺においても、現行の土地利用規制の中で、良好な営農・自然環境の保全が十分に図られおり、今後も引続き計画的な土地利用を図るものとする。
- ・住民アンケートや意見聴取の結果から、市街地だけではなく、市街地周辺の集落においても道路をはじめとする生活基盤の整備が望まれており、また、市街地、市街地周辺の集落の、それぞれの地域で活気あるまちづくりが望まれている。よって、現行の土地利用規制の中で、市街地を中心としたまちづくりを進めるとともに、市街地の周辺においては、営農・自然環境の保全を図りながら、地域の実情に応じた土地利用と生活基盤の整備を図ることが求められている。

従って、本都市計画に区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める

地区名等	土地利用の方針
既成市街地	住宅、商業、工業の各施設が混在して立地しているため、土地利用の純化を図り、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。また、歴史的な町並みが形成されている地区については、その環境の維持・保全を図る。
市街地周辺部	ほ場整備事業の実施等により、優良な農地を形成している地区について、これらの農地の保全を図るほか、その他営農意欲が高い地区等の農地の保全を図る。また、緑豊かな水田や山林によって形成される優れた田園、自然景観の維持、保全に努める。
矢谷、三成、三沢地区	比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持し、自然環境と共生した住宅地として配置する。
都 愛宕上三成線、 都 愛宕朝日町線 沿線	本区域の中核として、既に商業、観光、サービス施設等が集積していることから、本区域の中心的な商業業務地を配置する。中心市街地の立地の優位性を生かし、個性的で魅力ある商業地の計画的な誘導・育成等を推進し、中心市街地の活性化を図る。
幹線道路沿線	工業地として土地利用が確立しているため、工業地としての環境の維持・保全を図る。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制を図る地区	建築基準法第39条(災害防止区域)、地すべり等防止法第3条(地すべり防止区域)、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条(急傾斜地崩壊危険区域)、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条(土砂災害警戒区域)、第8条(土砂災害特別警戒区域)に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。

都は都市計画道路とする。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域における幹線道路としては、国道 314 号及び国道 432 号が、山陰・山陽を結び中国縦貫自動車道へつながっている。その他の幹線道路としては、国道 314 号及び国道 432 号を軸に、周辺市町、広島県及び鳥取県をつなぐ放射道路が伸びている。また、JR 木次線及び路線バスが住民の重要な公共交通機関として運行されている。

このような状況を踏まえ、効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう総合的に交通体系の整備を図る。

本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

広域道路ネットワークの確立

広域道路ネットワークを確立するため、高速交通体系との連携を図りながら、地域間を有機的に結ぶ道路網の体系的な整備を進める。また、これに合わせ、本区域中心部を取り囲む国道 314 号及び国道 432 号とこれに接続する放射道路により、本区域の骨格となる幹線道路網を形成する。

区域内道路ネットワークの確立

本区域における都市活動をより効率的なものとするを旨とした、区域内道路ネットワークを確立するため、本区域内の各地域相互を結ぶ道路の整備を推進し、一体の都市としての連携を強化するとともに、生活の基盤となる道路網を形成する。

歩行者用ネットワークの確立

本区域に点在する貴重な観光資源を結ぶネットワークを確立するため、それぞれの地域特性と道路の性格にあわせた道路網の整備を図る。また、安全・快適な歩行者・自転車ルートのネットワーク化を進め、バリアフリーに配慮した観光・レクリエーションルート、散策ルートの形成を図る。

公共交通機関の充実

本区域の公共交通機関である JR 木次線については、輸送力の増強や公共交通機関の円滑な乗り継ぎ強化等、利便性の向上に努める。また、路線バスについては、定時制の確保や乗り継ぎ等の連携強化、バリアフリー、景観及び環境に配慮した車両、待合所などの整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配 置 の 方 針
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間を広域的に結ぶ国道 314 号及び国道 432 号とこれに接続し、郊外部、周辺市町を結ぶ放射道路を配置し、本区域の骨格となる幹線道路網を形成する。 ・骨格となる幹線道路網を補完し、日常生活の基盤となる道路を配置する。

イ 鉄道

種 別	配 置 の 方 針
JR 西日本木次線	現在、運行されている JR 西日本木次線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路 線 名 等
道 路	⌘ 玉湯吾妻山線

⌘ は主要地方道とする。

下水道及び河川

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道

下水道は、公衆衛生の保持、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では、公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、農業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川

本区域には、一級河川斐伊川のほか、多くの中小河川が流下し、順次その整備が進められるとともに治水上重要な役割を果たしている。近年都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林、農地等を保全することにより、流域が本来有している保水、遊水機能を確保するなど総合的な治水対策を講ずるものとする。また、集中豪雨等により浸水する箇所があることから、市街地保護の観点からその実態に応じて積極的に整備していく。河川整備を行う際には、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、川や地域の個性を生かした親水護岸の整備を図り、人々が親しめる河川空間の整備に努めていく。

また、利水については水利使用者との調整を図りながら水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	行政区域における、平成 12 年度末現在の下水道の普及率（処理人口 / 行政人口）は 56.3%である。今後基本方針に基づき整備の促進を図るものとし、平成 22 年度末には、約 70%程度になることを目標として整備を進める。
河川	地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた下水道普及率を達成するため公共下水道や農業集落排水等の整備を促進する。

その他の都市施設

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域南部には、国指定名称天然記念物「鬼の舌震」を持つ鬼の舌震県立自然公園が広がり、巨岩・奇岩・甌穴密集群が約2kmに渡り、清流が砕け散る溪谷美は、本町を代表する景勝地で、四季を通じて訪れる観光客も多く、魅力ある自然環境を持つ区域である。

これより本区域の自然環境は、動植物の生息環境に配慮しつつ、観光地としての魅力あるリゾート地としての性格を持たせるとともに、レクリエーション機能と防災機能を備えたものであることとし、これら自然環境と都市との調和が図られたまちづくりを進めていく。

また、まちの活性化を求めると、身近な憩いの場や地域資源を活かした交流拠点・水や緑に親しむ場等、魅力ある都市環境の形成が求められることから、まちの中心を流れる斐伊川をまちのシンボルとして、積極的に親水整備及び活用していく。

そのため、今後は、適切な配置計画をたて、総合的な緑の保全と創出を図っていかねばならない。本区域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

イ 緑地の確保水準

都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年次	現況 (平成12年)	目標年次 (平成32年)
目標水準	約47 m ² /人	約95 m ² /人

b 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

緑地系統	配置の方針
環境保全系統	都市生活に密着した河川緑地や自然緑地、都市公園を整備し、ネットワーク化を図る。
	神社・仏閣や文化財等と一体となって歴史的風土を保っている樹林地は緑地として保全を図る。
	緑の少ない中心市街地内で街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園を整備し、都市環境の改善を図る。
	幹線道路沿いや工業団地周辺の必要箇所については、環境保全等を考慮し、緩衝緑地となるような緑地の整備を図る。
	植物、昆虫、小動物等の生態系の維持されている樹林地の保全・整備を図る。
レクリエーション系統	小学校区、幹線道路、河川等により設定された近隣住区ごとに、地域特性を考慮し、住区基幹公園等を適切に配置するとともに、子供から高齢者まで身近に利用できる遊戯、運動、休養等の場の整備を図る。
	住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として三成公園を配置する。
	レクリエーションの利用効果を高めるため、公園や公共施設を結ぶ緑道の整備を図る。
防災系統	土砂流出やがけくずれ、地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
	地震時、火災時の避難地及び防災活動の拠点となる総合公園、運動公園など大規模な公園の整備を図るとともに、一次避難地となる住区基幹公園等の整備を図る。また、避難路として河川等を利用した緑道の整備を図り、河川等を利用した防災上の遮断帯を確保する。
景観構成系統	都市の背景となる良好な自然景観を有する周辺山地の保全を図る。
	一級河川斐伊川等の河川においては、親水性のある水辺環境の整備・保全を図る。

	<p>中心市街地において、うるおいとゆとりを感じさせる住区基幹公園を配置する。</p> <p>市街地周辺部に存在する、緑豊かによって形成される優れた田園景観の維持、保全に努める。</p>
総合的な緑地	<p>本区域は、山地、河川等の多くの自然緑地に囲まれている。これらの緑地に連続的に連なる緑地を骨格として配置するとともに市街地内の良好な緑地を体系的に結びつけるよう配置することを基本としている。この骨格部に相当する緑地の他、市街地の背景となる樹林地や水辺、また日常生活に密接な関わり合いのある緑地の保全を図る。</p>

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地開発事業の施行にあたっては、公園、緑地、広場、歩行者専用道路、自転車道等を都市施設として一体的に整備する。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

良好な樹林地や水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については風致地区や緑地保全地区の指定を図るなど保全、整備に努める。

良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

d 主要な緑地の確保目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な公園緑地等。

種 別	位 置 及 び 名 称 等
総合公園	三成公園

仁多都市計画整備、開発及び保全の方針付図

